

令和8年度 商工会議所簿記検定試験のご案内

日本商工会議所
茂原商工会議所

回数	級	試験日	申込期間	合格発表	合格証書発行
173	1	6月14日(日)	4月28日(火)～ 5月15日(金)	8月3日(月)	8月28日(金)
	2・3			6月29日(月)	7月17日(金)
174	1	11月15日(日)	9月29日(火)～ 10月16日(金)	令和9年 1月4日(月)	令和9年 2月5日(金)
	2・3			11月30日 (月)	12月18日(金)
175	2・3	令和9年 2月28日(日)	令和9年1月13日(水)～ 令和9年1月29日(金)	令和9年 3月15日(月)	令和9年 3月30日(火)

8. 受験料

級	受験料
1	8,800円
2	5,500円
3	3,300円

※令和6年4月より各級新受験料となっております。

9. 特典

- ・1級合格者には、税理士試験受験資格が認定されます。
- ・3級以上の合格者には、大学入学資格試験(大検)で「簿記会計」の科目が免除されます。(下記の枠内参照)
- ・会計学に属する科目(簿記論及び財務諸表論)は、受験資格の制限がなくなりました。

10. 合格発表日

左記日程表参照 <https://www.mobara-cci.or.jp/kentei.html>

11. 合格証書交付日

左記日程表に記載の日より、随時発行致します。
合格者には、当所において合格証書を受験票と引換えに交付致します(無料)。受験票を必ず持参して下さい。(代理の方でも構いません。)
※合格証書交付期間は1年間と致します。
(交付期間後は合格証明書[1部1,155円]を発行致します。)

12. その他

詳細については、下記へお問い合わせ下さい。
茂原商工会議所 TEL 0475-22-3361

1. 試験日時

上記表日程表参照
◎1・3級：午前9時～ ◎2級：午後1時30分～
試験開始時刻に遅れると、受験できません。
試験開始時刻15分前には、試験会場に入場して下さい。

2. 試験会場

一宮商業高等学校 長生郡一宮町一宮3287
TEL:0475-42-4520

3. 受験資格

学歴、年齢、性別、国籍に制限はありません。

4. 申込受付期間

上記日程表参照

5. 申込受付時間

午前9時～午後5時
※締切期日後の受付は致しませんので、締切期日は厳にお守り下さい。

6. 申込場所

茂原商工会議所 茂原市茂原443
TEL:0475-22-3361
※本納支所では、検定試験の受付を行っていませんので、ご注意ください。

7. 申込方法

「受験者への連絡・注意事項」をお読みになった上で、当会議所備え付けの申込書に、本人自筆で記入の上、受験料を添えてお申込ください。

※※※※ 簿記検定1級合格者に対する特典 ※※※※※

1. 税理士法第5条第1項第11号の規定にもとづく国税審議会の認定により、税理士試験の受験資格が認められております。
1級合格者が当該試験の受験を希望する場合は、受験願書に商工会議所発行の合格証明書を添付の上、各国税局総務部人事課又は国税庁人事課に直接申します。
2. 職業能力開発促進法第30条の規定にもとづく公共職業訓練及び認定事業所内職業訓練指導員資格試験における事務科の試験において、実技試験のうち「簿記」及び、学科試験のうち「簿記」が免除されております。
この資格試験は各都道府県が必要に応じて行うもので、募集の際は受験申込書に商工会議所発行の合格証明書を添付のうえ、各都道府県庁職業訓練課または職業安定課に直接申し込みます。

簿記検定受験者への注意事項

商工会議所簿記検定試験規則

1. 試験開始時間を間違えないように注意してください。(前頁参照)時間に遅れると原則受験できません。
2. 受験者は、試験開始時刻前までに入場し、指定された席についてください。
3. 受験するときに持参するものは次のとおりです。
 - (1) 受験票
 - (2) 筆記用具（HBまたはBの黒鉛筆、シャープペンシル、消しゴム）
 - (3) そろばん・電卓等の計算用具
 ※電卓は計算機能のみのものに限り、以下の機能があるものは持ち込み出来ません。
 ○印刷（出力）機能
 ○メロディー（音の出る）機能
 ○プログラム機能（例：関数電卓等の多機能な電卓、売価計算・原価計算等の公式の記憶機能がある電卓）
 ○辞書機能（文字入力を含む）
 - (4) 原則として氏名、生年月日、顔写真のいずれも確認できる身分証明書（運転免許証、旅券（パスポート）、社員証、学生証など）。ただし、小学生以下は必要ありません。
4. 試験場においては、試験委員の指示に従ってください。それに従わない者は、退場させることがあります。
5. 試験中に不正行為があった者は、合格を取り消し、以後の受験を禁止することがあります。
6. 試験場での携帯電話・腕時計型端末等の使用を禁止します。必ず電源を切ってください。指示に従わないで、試験時間中に着信音が鳴るなどした場合は、退場させる場合もあります。

(1954. 10. 20 制定)
 (1983. 4. 1 改定)
 (1992. 4. 1 改定)
 (2001. 9. 18 改定)
 (2006. 4. 1 改定)
 (2021. 4. 1 改定)
 (2023. 4. 1 改定)

第4条 試験の科目及び程度を次の表の通りとする。

級 別	科 目	程 度
1 級	商 業 簿 記 工 業 簿 記 原 価 計 算 会 計 学 試験時間 3時間	大学程度の商業簿記、工業簿記及び原価計算並びに会計学を修得し、企業会計原則、原価計算基準などの会計基準及び商法、財務諸表等規則その他の企業会計に関する法令を理解している。
2 級	商 業 簿 記 工 業 簿 記 試験時間 90分	高校程度の商業簿記及び工業簿記(初歩的な原価計算を含む)を修得している。 5 題 以 内
3 級	商 業 簿 記 試験時間 60分	商業簿記の基礎的な原理を理解し、(商品売買業における)記帳、決算等の初歩的な実務を理解している。 5 題 以 内

(注1) 会計基準及び法令については、毎年度、4月1日現在施行されているものに準拠するものとする。

第5条 受験者は2つの級を受験することができる。

第7条 受理した受験申込書及び受験料は、試験施行中止などの事情のある場合のほか返還しない。

第8条 試験の採点は各級とも満点を100点とし、得点70点をもって合格とする。試験問題の点の配分は検定試験の都度定める。但し1級に限り1科目毎の得点が40%に満たない者は不合格とする。

第10条 正当な理由なしに試験会場において試験委員の指示に従わないもの又は、試験に関し、不正行為を行ったものは、試験会場から退場させることがある。なお、合格判定後、試験に関する不正行為が発覚した時は、その合格を取消し、以後の受験を禁止することがある。